

平成 21 年 8 月 20 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

高齢期雇用就業支援コーナー事業

（独）高齢・障害者雇用支援機構（以下、「機構」という。）の「高齢期雇用就業支援コーナー事業」については、平成 22 年 1 月から平成 25 年 3 月までの 3 年 3 ヶ月の間、民間競争入札の落札者により事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 業務の内容について（実施要項 5 頁）

【論点】

- 支援コーナーの周知については業務の内容に記載がないが、利用者を集めてサービスの質を達成するためには重要と考えられるため、業務の内容として明確に記載すべきではないか。
- また、支援コーナーの周知にあたっては、機構やハローワーク等の関係機関の協力が重要であると考えられるため、役割分担を明確にするとともに、受託事業者に協力する旨を記載すべきではないか。

【対応】

- 支援コーナーの周知を 1 つの業務として記載した。
- また、機構が行う周知活動として、支援コーナー共通のリーフレットを作成することを記載するとともに、ハローワーク等関係機関からの協力を従来どおり確保するために、「機構が厚生労働省に対して協力依頼を行う」ことを明記した。

2. サービスの質について（実施要項 P 3、7～8、51）

【論点】

相談を行った場合、その内容と対応時間に応じてポイントを算出し、そのポイントの合計が目標値を超えることを求めているが、長い相談ほど高いポイントが得られるのであれば、受託事業者が相談を必要以上に長引かせる等の可能性がある。機構がモニタリングできる仕組みを定めておくべきではないか。

【対応】

モニタリングの仕組みとして、受託事業者は相談 1 件ごとに相談記録をつけることとし、機構は、必要に応じて、当該記録をチェックすることにより、相談内容に応じた相談時間であるか等をチェックすることとした。

【論点】

行動変化率について、利用者の「コーナーの利用」と「行動変化」（就職活動を始めた、資格の勉強を始めた等）の因果関係はどのように確認するのか。

【対応】

行動変化の調査は、機構が作成する調査票によって行うこととし、調査票に「コーナーの利用」と「行動変化」の因果関係を確認するための質問を設定した。

3. 情報開示について（実施要項 P 29～33）

【論点】

業務量とコストの関係について民間事業者が理解しやすいように、相談員 1 人当たりの 1 日の相談件数や相談内容の内訳、各セミナーのテーマと参加者数等、具体的な情報を開示すべきではないか。

【対応】

情報開示を充実させるとともに、業務量とコストの関係について、機構としては「20 年度の経費が、それ以前の経費に比して、業務量をよりの確に反映したものになっていると考えている」旨を記載した。

4. 実績評価について（実施要項P20）

【論点】

事業終了後の実施状況の調査に当たっては、市場化テストによる実施地域と市場化テストによらない当該事業の実施地域の実績について、地域間比較を行うこととしているが、公平性の確保できないならば、比較を行うべきではないのではないか。

【対応】

地域間比較にあたっては、関係機関からの協力の度合い等、地域間の違いが実績に与えた影響を検証し、その結果を考慮した公平な比較を行うことを機構と確認し、実施要項に明記した。

以上